

奈良市公報

号外第3号 令和6年6月規則等

令和8年3月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
6	10	38	奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
6	25	39	奈良市公有財産規則の一部を改正する規則	資産管理課
6	25	40	奈良市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消防局総務課

告示

月	日	番号	件名	主管
6	5	310	奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	環境政策課
6	14	327	奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
6	14	332	平成27年奈良市告示第207号（市長の権限に属する事務の補助執行）の一部改正	人事課
6	19	336	昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部改正	会計課

規 則

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 6 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 38 号

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和 2 年奈良市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「2 期末手当を除く諸手当（報酬）又は費用弁償の額又は計算方法」を

「2 期末手当及び勤勉手当を除く諸手当（報酬）又は費用弁償の額又は計算方法」に、

「9 期末勤勉手当（有（ ））、無）」を

「9 期末手当（有（ ））、無）」に、

10 勤勉手当（有（ ））、無）」

退職に関する事項	1 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること） 2 免職の事由及び手続 〔 〕
----------	---

を

退職に関する事項	1 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること） 2 免職の事由及び手続 〔 〕
退職手当	（有・無） 備考（ ） 《詳細》奈良市職員の退職手当に関する条例

に、

任用期間が年度の中途になっている場合の更新の有無	1 任用の更新の有無 〔 更新する場合があります得る・更新はしない その他（ ） 〕 2 任用の更新は次により判断する。 〔 ・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 〕
--------------------------	---

を

任用期間が年度の中途になっている場合の更新の有無	1 任用の更新の有無 〔 更新する場合があります得る・更新はしない その他（ ） 〕 2 任用の更新は次により判断する。 〔 ・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 〕 3 通算契約期間は、当該会計年度を上限とする。
--------------------------	--

に、

※ 本通知書の交付は、労働基準法第 15 条に基づく労働条件を明示するものであること。

※ 任用期間が年度の中途になっている場合、通算契約期間は当該会計年度を上限とする。を

- ※ 条例改正等により、任用日に遡及して基本報酬又は給料が変更となる場合がある。 」
- 「※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件を明示するものであること。 に改める。
- ※ 条例改正等により、任用日に遡及して基本報酬又は給料が変更となる場合がある。 」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和6年6月10日揭示済)

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第39号

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則

奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第13条中「は握」を「把握」に改める。

第30条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「建物」を「前号の場合を除くほか、建物」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 建物を借地借家法第38条第1項の規定により貸し付けるときは、市長が定める期間

第30条第2項中「第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第5号」に改め、同項第2号中「から第7号まで」を「及び第6号から第8号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市公有財産規則第30条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年6月25日揭示済)

奈良市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第40号

奈良市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

奈良市消防吏員服制規則（昭和42年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表冬帽の部製式の款男性の項中「あごひも」を「顎ひも」に改め、同款女性の項中「まわり」を「周り」に改め、同部周章の項中「腰まわり」を「腰回り」に改め、同表盛夏帽の部製式の款男性の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「すべり革」を「滑り革」に改め、同部周章の項中「まわり」を「周り」に改め、同表盛夏略帽の部製式の項中「き章を囲むように」を削り、同部き章の項を削り、同表防火帽の部帽の款製式の項中「あごひも」を「顎ひも」に改め、同款周章の項中「腰まわり」を「腰回り」に、「1条ないし3条」を「1条から3条まで」に改め、同表保安帽の部製式の項中「あごひも」を「顎ひも」に改め、同部周章の項中「腰まわり」を「腰回り」に、「1条ないし3条」を「1条から3条まで」に改め、同表作業帽の部を次のように改める。

作業帽	色及び地質	盛夏略帽と同様とする。
	製式	

別表冬救急帽の部色及び地質の項及び製式の項を次のように改める。

色及び地質	盛夏略帽と同様とする。
製式	

別表冬救急帽の部き章の項及び周章の項を削り、同表盛夏救急帽の部色及び地質の項及び製式の項を次のように

改める。

色及び地質	盛夏略帽と同様とする。
製式	

別表盛夏救急帽の部き章の項及び周章の項を削り、同表救助帽の部を次のように改める。

救助帽	色及び地質	盛夏略帽と同様とする。
	製式	

別表冬服の部上衣の款製式の項中「ふた」を「蓋」に、「銀みがき」を「銀磨き」に、「そで章」を「袖章」に、「あわせて」を「合わせて」に、「左そで」を「左袖」に改め、同表盛夏服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に、「縫いこみ」を「縫い込み」に改め、同表活動服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に改め、同款階級章の項の次に次のように加える。

救急救命 士標章	緑色のマーク地の周囲を赤色で縁取りし、上部に「市徽章」を、下部に「N」を金色で配し、その左右に「なら」を赤色で配する。その上部に、青色のマーク地の周囲を赤色で縁取りし、「救急救命士」を黄色で配したものを合わせて付ける。右袖に付け、形状は、図のとおりとする。
-------------	--

別表活動服の部ズボンの款製式の項中「ふた付き外ポケット及び右後部にふた付きピスポケット」を、「両側前方及び両後腰部にポケット」に、「すそ」を「両もものポケットはファスナー付き外ポケットとし、裾」に改め、同表防火衣の部製式の項中「そで式」を「袖式」に、「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に改め、同表冬救急服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に、「ふた」を「蓋」に、

「緑色のマーク地の周囲を赤色で縁取りし、上部に「市徽章」を、下部に「N」を金色で配し、その左右に「なら」を赤色で配する。その上部に、青色のマーク地の周囲を赤色で縁取りし、「救急救命士」を黄色で配したものをあわせて付ける。右そでに付け、形状は、図のとおりとする。」

款色及び地質の項中「冬救急帽と同様とする。」を「暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用したサクソニー」に改め、同表盛夏救急服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に改め、同部救急救命士標章の項中「冬救急服」を「活動服」に改め、同部ズボンの款色及び地質の項中「盛夏救急帽」を「冬救急服ズボン」に改め、同表救助服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に改め、同項の次に次のように加える。

救急救命 士標章	活動服と同様とする。
-------------	------------

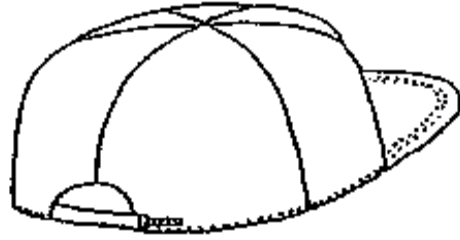
別表防寒衣の部冬服用の款製式の項中「ふた付きボックスプリーツアウトポケット」を「蓋付きボックスプリーツアウトポケット」に改め、同部活動服用の款製式の項中「襟つき」を「襟付き」に、「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に改め、同部の次に次のように加える。

電動ファン付き作業服	色及び地質	濃紺色のポリエステル混紡織物
	製式	襟付きのベスト型とし、背面上部に「奈良市消防局」と表示する。前面の開閉は、ファスナーとする。両腰に電動ファンを付ける。形状は、図のとおりとする。
防火フード	色及び地質	濃紺色又は類似色の混紡繊維の織物
	製式	放熱及び火炎暴露から顔面等を保護する構成とする。

別表雨衣の部上衣の款色及び地質の項中「白色」を「橙色」に改め、同款製式の項中「襟付き」を「フード付き」に、「長そで」を「長袖」に改め、「襟部に取り外し可能な同布の帽子を付ける。」及び「及びロットボタン」を削り、「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に改め、同表アンダーシャツの項中「長そで」を「長袖」に、「半そで」

を「半袖」に改め、同表バンドの項中「青みの灰色又は濃紺色の合成繊維」を「黒色の合成皮革」に、「青みの灰色」を「青色」に、「合成皮革」を「合成繊維」に、「銀色の前金具の中央に消防章を付け、図中斜線部分に白白の反射テープを付ける」を「前金具はピン式とする」に改め、同表の図の盛夏略帽の部分を次のように改める。

盛夏略帽



ネーム刺しゅう



別表の図の冬救急帽の部分を削り、同表防火帽、保安帽及び冬救急帽に付ける階級周章の表中「保安帽及び冬救急帽」を「及び保安帽」に、

防火帽・保安帽	冬救急帽
4	4
2	3
4	3
4	4
4	4
4	3
4	4
4	4
4	3
8	6
8	6
4	3
8	6
8	6
4	3

を

防火帽・保安帽
4
2
4
4
4
4
4
4
4
8
8
4
8
8
4

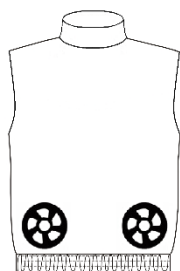
に改め、同表の図のそで章の部分中「そで章」を

4	4	4
4	3	4
8	6	8
8	6	8
4	3	4
8	6	8
4	3	4
8	6	8
8	6	8
3	3	3
8	6	8
3	3	3
15	8	15

「袖章」に改め、同表の図の防寒衣の部分の次に次のように加える。

電動ファン付き作業服

後面



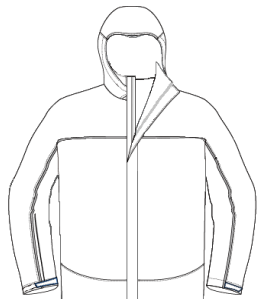
前面



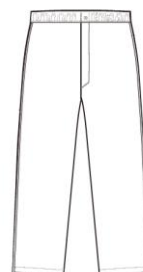
別表の図の雨衣の部分及びバンドの部分の次に次のように改める。

雨衣

上衣

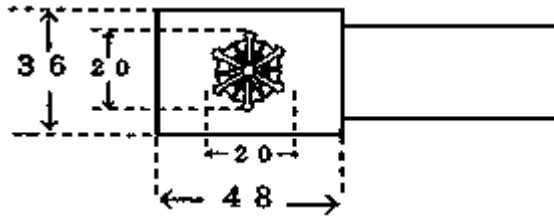


ズボン



バンド

冬服及び盛夏服用



活動服、救急服及び救助服



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年6月25日掲示済)

告

示

奈良市告示第310号

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱（令和5年奈良市告示第365号）の一部を次のように改正する。

別表太陽光発電設備（自家消費型）の項中 「カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等（上記アからオまでに該当するものを除く。）（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項の規定による第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項の規定による第二種エネルギー管理指定工場等のうち、市内に所在するもの。以下同じ。）」

「カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等（上記アからオまでに該当するものを除く。）（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項の規定による第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項の規定による第二種エネルギー管理指定工場等のうち、市内に所在するもの。以下同じ。）

キ 製造業又は運輸業若しくは郵便業の用に供される施設

「2 重点対策加速化事業」を「2 交付対象事業の内容」に、(2)交付対象事業の内容」

(上記アからカまでに該当するものを除く。)

(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類(令和 5 年総務省告示第 256 号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類 E 製造業の用に供される施設又は日本標準産業分類に掲げる大分類 H 運輸業、郵便業の用に供される施設のうち、市内に所在するもの。以下同じ。)

「の交付要件のとおり」 「の交付要件 a から g までのとおり」
に、※PPA、リースによる設置も可能とする。 ※PPA、リースによる設置も可能と に改め、同表太陽熱利用設備
する。 する。」

「カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種
(太陽熱温水器)の項中 エネルギー管理指定工場等 を
(上記アからオまでに該当するものを除く。)」

「カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種
エネルギー管理指定工場等
(上記アからオまでに該当するものを除く。)」 「2 重点対策加速化事業
に、(2)交付対象事業の内容」 を「2 交付対象事業の内
キ 製造業又は運輸業若しくは郵便業の用に供さ
れる施設
(上記アからカまでに該当するものを除く。)」

「2 重点対策加速化事業
(2)交付対象事業の内容」を「2 交付対象事業の内容」に改め、同表高効率空調機器への更新の項中
る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表の規定は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

(令和 6 年 6 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 327 号

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 6 年 6 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱(平成 27 年奈良市告示第 203 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」という。)」を削る。

第 6 条第 2 項第 8 号中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

(令和 6 年 6 月 14 日揭示済)

奈良市告示第332号

平成27年奈良市告示第207号（市長の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月14日

奈良市長 仲川 元庸

第3項中「及び使用料（これらの用に供する財産の使用料を含む。）の徴収に関する事務（減免及び還付に関する事務を含む。）」を「、使用料（これらの用に供する財産の使用料に限る。）の徴収に関する事務（減免及び還付に関する事務を含む。）並びに利用料金の額、減免及び還付の承認に関する事務」に改める。

第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例（平成12年奈良市条例第24号）第1条に規定する奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用料金の額、減免及び還付の承認に関する事務

（令和6年6月14日揭示済）

奈良市告示第336号

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行します。

令和6年6月19日

奈良市長 仲川 元庸

第2項中「株式会社 りそな銀行」を「株式会社 りそな銀行（地方自治法施行令第168条の3第1項の規定による納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類に基づく収納（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録により処理される場合を除く。）を除く。）」に改め、「株式会社 関西みらい銀行」を「株式会社 関西みらい銀行（地方自治法施行令第168条の3第1項の規定による納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類に基づく収納（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録により処理される場合を除く。）を除く。）」に改める。

（令和6年6月19日揭示済）